

法人・事務所等異動届 記載方法

- 1 この届出は、本店所在地の移転、名称の変更、代表者の変更、事業年度又は連結事業年度の変更、資本金額等の変更、法人区分の変更、法人・事業所等の内容に異動があった場合に、速やかに山田町長に提出してください。
 - 2 「法人番号」欄には、国税庁より通知される13桁の法人番号を記載してください。
 - 3 ※印欄は、記載しないでください。
 - 4 「本店所在地」欄は、登記事項証明書等に記載されている本店または主たる事務所等の所在地を記載してください。
 - 5 「法人名」欄は、法人等の名称を記載してください。
 - 6 「代表者」の各欄は、法人を代表する者の「住所」及び「氏名」を記載してください。
 - 7 「異動事項」欄には、それぞれの区分に応じ、該当する番号に○印を付し、当該事項の異動前および異動後の内容を「異動前」欄及び「異動後」欄にそれぞれ記載してください。また、「異動年月日（登記年月日）」欄に異動の生じた年月日及び登記事項証明書の変更登記に係る年月日を記載してください。
 - (1) 「6 その他」に○印を付した場合には、〔 〕内に異動事項を具体的に記載してください。
 - (2) 法人区分の変更があった場合には、次のとおり記載し、登記事項証明書及び定款の写しを添付してください。

なお、「異動後」欄に「収益事業有」と記載する場合は、収益事業の種類、事業年度、収益事業を行う事務所等の名称及びその所在地を併記してください。
(記載例) 収益事業有 書籍の販売（物品販売業） 事業年度：（自）4月1日（至）3月1日
事務所名：○○○○（山田町□□第△△地割▽▽番地○○）

ア 公益認定を受けて公益社団法人又は公益財団法人になった場合
「2 名称変更」に○印を付し、「異動前」欄に旧名称を、「異動後」欄に新名称及び収益事業の有無を記載してください。

イ 一般社団法人又は一般財団法人になった場合
「2 名称変更」に○印を付し、「異動前」欄に旧名称を、「異動後」欄に新名称を記載し、法人税法上の非営利型法人に該当する場合は、「異動後」欄に「非営利型法人」と記載したうえで収益事業の有無を記載してください。非営利型法人に該当しない場合は「普通法人」と記載してください。

ウ 法人税法上の普通法人に該当していた一般社団法人又は一般財団法人が、法人税法上の非営利型法人に該当することとなった場合
「6 その他」に○印を付し、〔 〕内に「法人区分」と記載したうえで、「異動前」欄に「普通法人」と、「異動後」欄に「非営利型法人」と記載したうえで収益事業の有無を記載してください。

エ 法人税法上の非営利型法人に該当していた一般社団法人又は一般財団法人が、法人税法上の普通法人に該当することとなった場合
「6 その他」に○印を付し、〔 〕内に「法人区分」と記載したうえで、「異動前」欄に「非営利型法人」と、「異動後」欄に「普通法人」と記載してください。
 - (3) 地方税法施行令第7条の4に規定する収益事業を開始または廃止した場合には、「6 その他」に○印を付したうえで、次のとおり記載してください。
 - ア 収益事業を開始した場合
〔 〕内に「収益事業開始」と記載のうえ、「異動後」欄に収益事業の種類、事業年度、収益事業を行う事務所等の名称及び所在地を記載してください。
 - イ 収益事業を廃止した場合
〔 〕内に「収益事業廃止」と記載のうえ、「異動後」欄に収益事業を廃止した日を含む事業年度を記載してください。
 - (4) 事務所等の所在地を移転した場合には、「6 その他」に○印を付し、〔 〕内に「事務所等の所在地移転」と記載のうえ、「異動前」欄に移転前の事務所等の所在地を、「異動後」欄に移転後の事務所等の所在地を記載し、「7 事務所等所在地移転の場合における山田町内の移転前事務所等」欄に、移転前の事務所等を引き続き事務所等として使用する場合は「継続」に、移転に伴い移転前の事務所等を廃止する場合は「廃止」に、移転前の事務所等を事務所等として使用しないが、登記のみ残す場合は「登記のみ残」に○印を付してください。
 - (5) 事業用家屋の所有者に変更があった場合には、「8 事業用家屋の所有者」の各欄にその内容を記載してください。
- 9 「備考」欄には、参考となる事項を記載してください。